○佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の規程を準用する規程

平成26年10月１日訓令第３号

（趣旨）

第１条　この規程は、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）に佐久市の規程を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（佐久市の規程の準用）

第２条　この組合に、佐久市の次に掲げる規程を準用する。

（１）　佐久市事務の専決及び代決に伴う決定権の行使に関する規程（平成17年訓令第１号）
（２）　佐久市文書取扱規程（平成17年佐久市訓令第２号）
（３）　佐久市職員服務規程（平成17年佐久市訓令第10号）
（４）　佐久市職員自家用車の公務使用取扱規程（平成17年訓令第12号）
（５）　佐久市職員の勤務時間の特例に関する規程（平成17年訓令第14号）
（６）　佐久市職員の初任給、昇格、昇給等に関する実施規程（平成17年訓令第17号）
（７）　佐久市建設工事監督業務規程（平成17年訓令第47号）
（８）　佐久市建設工事に係る委託業務監督業務規程（平成17年訓令第48号）
（９）　佐久市建設工事検査規程（平成17年訓令第49号）
（10）　佐久市建設工事に係る委託業務検査規程（平成17年訓令第50号）
（11）　佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）
（12）　佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）
（13）　佐久市工事の契約保証金に関する取扱規程（平成17年訓令第57号）
（14）　佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）

（規程の準用の特例）

第３条　前条第６号の規定にかかわらず、組合を組織する市町（以下「組織市町」という。）から組合に派遣された職員の初任給、昇格及び昇給等については、当該職員を派遣した組織市町の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程を準用する。

（その他）

第４条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、訓令の日から施行する。